

# 第6章

## 実現化方策

—都市マスタープランの実現化に向けて—

### 6-1 都市マスタープランの実現の仕組み

#### 6-1-1 市民・事業者、地域団体、行政による協働のまちづくりの推進

- 都市マスタープランの都市づくりの目標を実現するためには、市民・事業者、地域団体、行政が対等な関係性の下に、それぞれの立場で主体的にまちづくりに関与することが重要になります。行政は、市民・事業者、地域団体がまちづくりの主体として活躍できるように、協働のまちづくりに関する促進、支援策の充実に取り組みます。
- 大野市には、人と人とのつながり、支え合いを大切にする「結の心」が根付いています。「自分も何かできることはないだろうか」という気持ちが沸き起こり、行動につながりやすいまちづくりの実現を目指します。

#### 【市民・事業者の役割】

- 市民・事業者は、それぞれが大野市のまちづくりに不可欠な構成員としてその役割や責任を認識し、暮らしやすいまちづくりの担い手として地域活動への参加や事業を通じて地域の発展、活性化に貢献・協力します。
- 市民は、まちづくりに関する意見交換会や説明会などに積極的に参加することにより、まちづくりについて十分議論し、合意形成を図りながら、行政などと一体になってまちづくりを行います。
- 事業者は、公民連携によるまちづくり活動や市民によるまちづくり活動などに協力することにより、まちづくりの担い手として公共の福祉の充実に貢献します。

#### 【地域団体などの役割】

- 自治会などの地域団体は、「結の心」を大切にする地域づくりの主体として、地域課題を住民全体で共有し、互いに助け合いながら課題の解消、暮らしやすい地域づくりに積極的に取り組みます。
- 若者や女性など多様な層の意向を取り入れたり、地域外との連携にも取り組んだりするなど地域の活性化を図ります。
- 自治会などの地域団体による取り組みだけでなく、隣近所同士などの日頃の助け合いも大切にして暮らしやすい地域を守ります。

まちづくりには行政だけでなく市民・事業者、地域団体の主体的な関わりが欠かせません。3者は対等な関係性の下に、それぞれの立場を生かして協働でまちづくりを進めます。

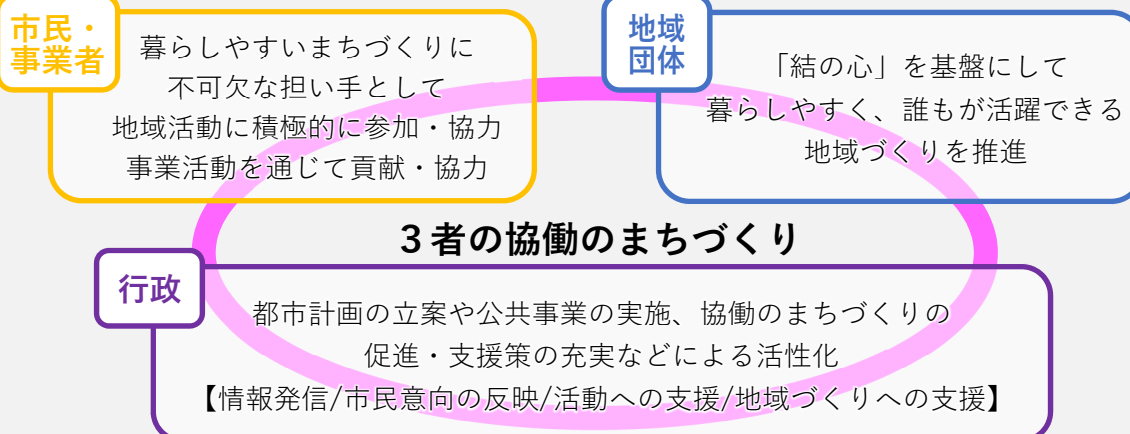


図 市民・事業者、行政の役割

### 【行政の役割】

協働のまちづくりを着実に進めるため、市民・事業者、地域団体によるまちづくりへの支援を充実します。地域でのまちづくりの話し合いや実践に関する支援をはじめ、都市計画の決定や事業の実施など、都市計画制度に基づく実現化の支援を図ります。

- 行政は、都市計画を立案し、公共事業の主たる事業者となるほか、まちづくりのまとめ役として、長期的かつ総合的な視点を持って関係者と調整や連携を図り、まちづくりを推進します。
- 市民にとって暮らしやすく、事業者にとって事業活動がしやすい都市づくりのためには、行政だけでなく市民・事業者、地域団体との連携を進める必要があることを意識し、さまざまなまちづくり手法などを研究、検討し、今まで以上に協働のまちづくりを推進することが重要になります。
- 行政は、まちづくりの必要性、実施方法およびその過程などについてデジタル技術を積極的に活用しながら情報発信し、可能な限り市民・事業者、地域団体との情報共有化に努めます。また、まちづくりに市民・事業者、地域団体と協働する機会を整えるとともに、まちづくり活動をより強力で支援していきます。

### (1) まちづくりに関する情報発信

- 市民・事業者、地域団体のまちづくりへの関心や意欲が高まるよう、都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施など特に重要な事項を中心に、市の広報紙やホームページ、パンフレット、公式 SNS などを通じて積極的に情報発信を行います。また、市民・事業者、地域団体が進めるまちづくりに関する情報も発信していきます。

### (2) 都市計画などへの積極的な市民意向の反映

- 都市マスタープランに基づく具体的な都市計画案の作成に当たっては、アンケート調査の実施などを通じて広く市民意向を把握するほか、計画内容や決定する理由、手続きのスケジュールなどについて、十分周知を図ります。また、関係する地域への説明会やパブリックコメント\*手法の活用など、市民・事業者、地域団体の意見を把握する機会の充実に努めます。

### (3) 市民などによるまちづくり活動促進、支援

- 市民などがまちづくりに取り組みやすい環境づくりに向けて、これまでも大野市では「結の故郷地域が輝く交付金」や「大野市景観形成市民団体活動助成金」などを用いて市民によるまちづくり活動への支援を行ってきました。今後も市民などがより一層活躍できるよう、福井県と連携を図りながら、まちづくり活動への支援を引き続き進めていきます。
- 地区の環境を守り、特長を十分生かした、きめ細かなまちづくりの手法として、建物などの用途・位置・形態・意匠などについてルールを定める制度である建築協定\*や地区計画などがあります。今後は、より市民主体のまちづくりを進めるため、これら都市計画に関する各種の制度の活用を促進、支援します。

(4) 地域ぐるみのまちづくりの促進、支援

- 災害発生時の対応だけでなく、人口減少や少子化・高齢化に伴うさまざまな課題に対応するためには、個人や家庭ごとに取り組むよりも、現在も色濃く残っている「結の心」、地域のつながりを生かし、地域ぐるみで相互に助け合って困りごとに対応することが重要です。
- 行政は、住民が主体となって地域ぐるみでまちづくりの課題や将来像を共有し、課題解決や目標の実現に取り組む活動を促進、支援します。



図 行政の役割（市民主体のまちづくりの促進、支援）

## 6-1-2 地域生活拠点の確立

- 田園集落地域および山間地域の生活利便性や地域コミュニティの活力の維持を図るため、公民館周辺に生活に必要な機能の拡充を図り、合わせて中心拠点との連絡を確保するとともに、地域住民の共助の取り組みを促進、支援します。
- 地域生活拠点の運営を担う組織の中長期的な自立、行政との協働を目指し、運営組織の立ち上げ段階、活動計画立案の段階、計画に沿って実践する段階など、段階や熟度に応じた伴走型の支援を行います。

### 【地域で暮らし続けるために必要な機能の確保】

田園集落地域および山間地域における中心的役割を果たす公民館の周辺に地域での生活を支える機能の配置を進めます。

- それぞれの地域の特性および地域住民の意向を踏まえ、配置すべき公益機能、商業機能などを検討します。
- 公益機能は公民館などとの複合化、商業など民間機能は移動販売など多様な方式と連携するなど、地域の実情に応じた持続可能な方策を検討します。

### 【過度に自家用車に頼らずに移動できる仕組みの構築】

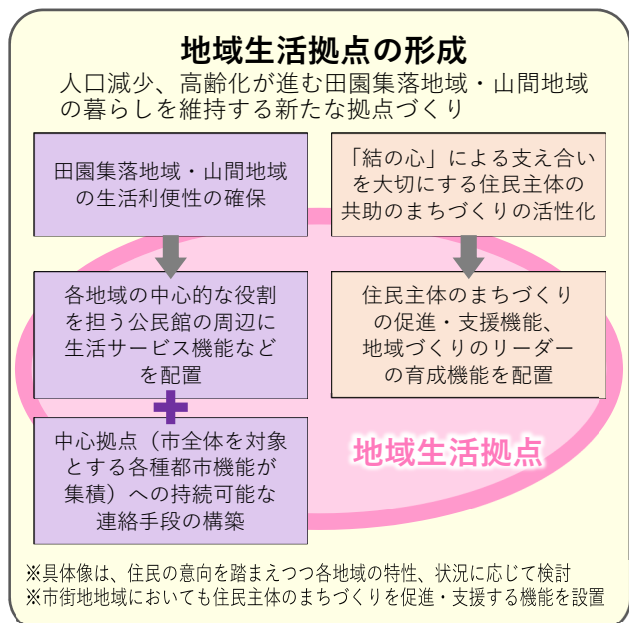
日常生活に必要な移動を確保するための取り組みを進めるなど、過度に自家用車を使わずに集落から中心拠点の都市機能にアクセスできる仕組みを構築します。

- 乗り継ぎ機能の確保などを検討し、利用しやすい移動の仕組みの構築に向けた取り組みを進めます。
- ご近所の助け合いによる輸送など多様な移動の担い手確保に取り組みます。

### 【地域運営体制の確立を促進、支援】

若者や女性の視点も大事にしながら、地域の特性に合った将来ビジョンを描き、その実現に取り組んだり、課題を共有して対応策を検討するなど、地域住民による共助の体制強化を促進、支援します。

- 地域ぐるみで主体的に活性化や生活環境の維持に取り組む体制づくりに必要な話し合いのきっかけづくりや必要な情報の提供など、地域の熟度、段階に応じた支援を行います。



## 6-2 都市マスタープランの評価と見直し

### 6-2-1 PDCAサイクルの導入

- 都市づくりは、長期的な見通しに立って取り組むものの、その目標の実現には時間を要するものがあります。本計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、今後10年間の都市計画の基本的な方針を示すものです。
- 都市計画は、短期的にその効果が現れるものもありますが、一方では息の長い取り組みが必要とされています。その間に社会情勢などが変化する可能性があり、目標を実現していく過程で適正に進行管理し、進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて、見直しを含む適切な政策判断を行う必要があります。
- そのため、計画（Plan）を、実行に移し（Do）、その結果・成果を点検し（Check）、改善し（Action）、次の計画（Plan）へとつなげていく、計画の進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。
- 点検（Check）、改善（Action）は、都市計画審議会による確認の手続きを経ることとします。計画の見直し（Plan）には、都市計画審議会だけでなく各層の参画を得て改訂委員会を設置し、意見の反映を行います。

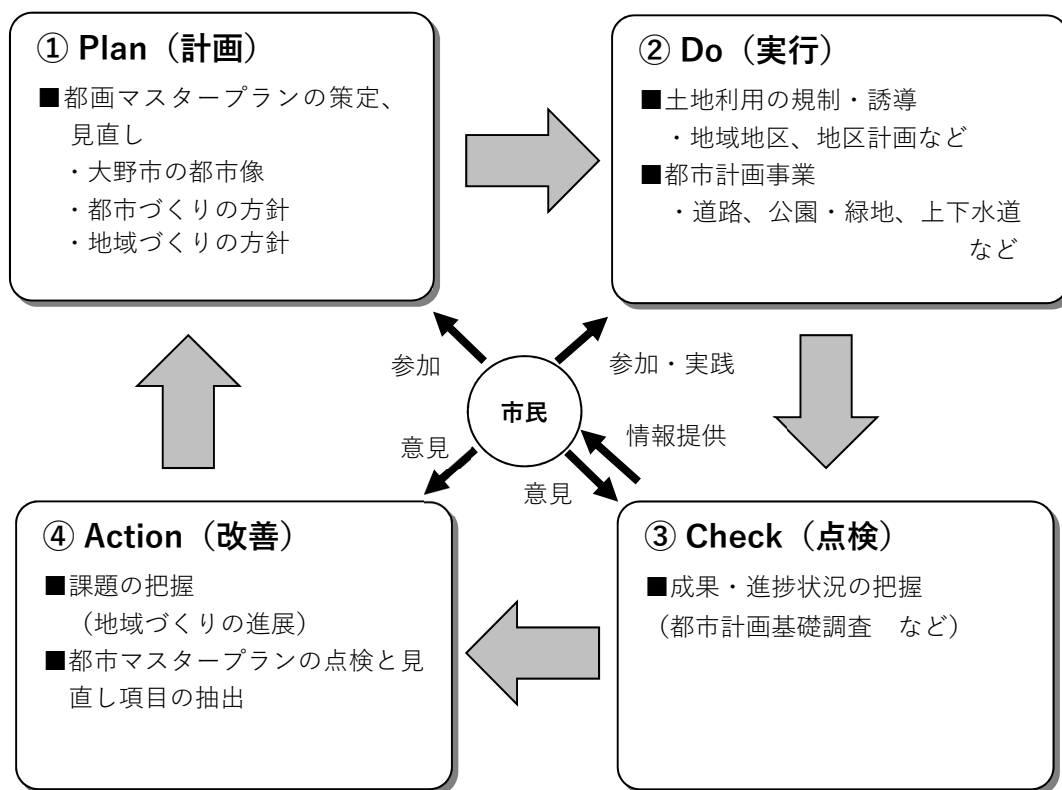


図 PDCA（計画—実行—点検—改善）サイクル

## 6-2-2 都市づくりの目標の実現に向けた重点的な取り組み (Do)

- 都市マスタープランの都市づくりの目標の実現に向けて、今後5年間（令和5年（2023年）～令和9年（2027年））で重点的に取り組む施策・事業を整理します。
- ここに掲げる施策・事業を市民、事業者、行政の協働、連携によって着実に推進することにより、都市づくり全体を牽引し、都市づくりの目標を実現に結び付けます。

表 今後5年間で重点的に取り組む施策・事業

都市づくりの基本姿勢		重点的に取り組む施策・事業（着手を含む）
連携、協働により地域課題に取り組む都市づくり		・ 地域生活拠点の形成（生活に必要な機能の配置、中心拠点などへの移動手段の確保）
		・ 地域住民主体のまちづくりの促進、支援
		・ 関係人口の創出に向けた滞在施設などの確保
安全、安心、快適な市民生活が実感できる都市づくり	①時代の変化に対応する持続可能な都市づくり	・ 地域の実情に合った持続可能な移動手段の検討
		・ 空き家の利活用促進
	②子育て世代が暮らしやすく、次世代が健やかに育つ都市づくり	・ 利用者の意向を踏まえた子どもの遊び場の充実
		・ 学校、公民館などの長寿命化、バリアフリー化
		・ 橋梁、スノーシェッドなどの長寿命化
	③リスクに備えるしなやかな都市づくり	・ 赤根川、清滝川の河川改修
		・ ハザードマップなどによる災害リスクの周知
		・ 立地適正化計画（防災指針）の作成
	地域資源と新たな強みを生かし交流と活力を生み出す都市づくり	
・ 中部縦貫自動車道大野油坂道路の整備促進		
・ （都）中保中野大橋線（一般県道皿谷大野線）の整備促進		
・ 分かりやすい案内機能の充実		
未来技術でさまざまな地域課題の解消に挑戦する都市づくり		・ 星空保護区の認定に向けた夜景保全
		・ サテライトオフィスなどの整備促進
		・ 和泉地区高速ブロードバンド <sup>*</sup> 整備促進
		・ デジタル実装の検討着手

## 6-2-3 都市マスタープランの点検、評価 (Check)

- 本都市マスタープランの評価・検証の視点と指標を次の通り定め、施策や事業の進捗状況や指標などに基づいて総合的に評価・検証を行い、その結果、必要と判断される場合は、適切な見直しに取り組みます。

**表 都市マスタープランの進捗評価の指標**

★：第六次大野市総合計画と共通の指標（現状値は令和元年度（2019年度）、目標値は令和7年度（2025年度））

●：その他の指標（現状値は令和2年度（2020年度）、目標値は令和13年度（2031年度））

都市づくりの基本姿勢	指標	内容	現状	目標	単位
連携、協働により地域課題に取り組む都市づくり	★検討会の開催	地域課題解決に向けた住民主体の検討会を開催した地区	－	9	地区
	★公民館利用回数	市民1人当たりの年間公民館利用回数（他所で行った公民館事業参加者数を含む）	3.61	3.66	回
安全、安心、快適な市民生活が実感できる都市づくり	★大野市内バスの年間乗客数	市内公共交通（まちなか循環バス、乗合タクシー、市営バス、京福バス大矢戸線）の年間乗客数	24,674	30,000	人
	★JR越美北線の年間乗客数	JR越美北線（全駅）の年間乗客数	336,307	346,800	人
	●空き家情報バンクの登録件数（累計）	市が運営する「空き家情報バンク」に登録された件数の累計	58	98 (R8年度)	件
	★定住のための住宅取得など助成件数	定住のための住宅取得およびリフォームに対する助成件数（累計）	－	50 (R3～7年度)	件
	★移住相談件数	IJU*サポートチームが受けた移住相談件数（累計）	－	500 (R3～7年度)	件
	★補修橋梁数	橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施する橋梁補修数（累計）	－	41 (R3～7年度)	橋
②子育て世代が暮らしやすく、次世代が健やかに育つ都市づくり	★総人口に対する20～40代人口の割合	総人口に対する20～40代人口の割合	29.5	29.5	%
	●屋内遊び場の確保	雨天時などに子どもが遊ぶことができる屋内施設の確保	－	1	施設
③リスクに備えるしなやかな都市づくり	●赤根川および清滝川の改修	赤根川および清滝川の河川改修の着工	－	着工	－
	★ハザードマップ説明会の開催	ハザードマップ説明会の開催地区の割合	2.0	100.0	%



## 第6章 実現化方策 – 都市マスタープランの実現化に向けて –

都市づくりの基本姿勢		指標	内容	現状	目標	単位
安全、安心、快適な都市づくり 市民生活が	③リスクに備えるしなやかな都市づくり	★防災メール登録者数	気象の特別警報などの防災情報を配信する防災メール登録者数	1,471	3,000	人
		★住宅の耐震化率	人が居住している住宅数に対する耐震性を有する住宅数の割合	71.9	79.0	%
		★存在する特定空き家などの件数	存在する特定空き家などの件数	16	0	件
		★消防水利の充足率	消防水利が足りているエリアの割合	58.4	65.0	%
		★自主防災組織の活動	結成した自主防災組織の活動割合	20.0	100.0	%
地域資源と新たな強みを生かし交流と活力を生み出す都市づくり	●中部縦貫自動車道大野油坂道路の開通	中部縦貫自動車道大野油坂道路大野IC～油坂出入口（仮称）間の開通	事業中	開通	-	
	●(都)中保中野大橋線の整備	(都)中保中野大野線（一般県道血谷大野線）の(都)清滝線以東の整備	事業中	開通	-	
	★工場新設などに伴う雇用創出数	企業が大野市民を雇用した数（累計）	-	50	人	
	★宿泊者数	延べ宿泊者数（暦年）	86,100	130,000	人	
	★まちなかの観光入込客数	大野市を訪れる観光客の総数のうち、まちなかへの年間入込客数	82.9	125.0	万人	
	★観光消費額	日帰り観光客1人当たりの消費額	2,945	5,000	円	
	★道の駅年間来場者数	道の駅「越前おおの 荒島の郷」への年間来場者数	-	80	万人	
	★耕作放棄地の面積	増加傾向にある耕作放棄地の面積	3.0	3.6 以下	ha	
	★水質基準を達成した河川の数	11 河川の水質検査結果において、環境基本計画※で設定した水質基準を満たした河川数	11	11	河川	
	★保全目標水位に対する超過日数（過去10年の平均）	基準観測井（春日公園）における保全目標水位 5.5m を超過した日数の過去10年間の平均値	45	36	日	
●星空保護区の認定	南六呂師区の星空が国際ダークスカイ協会により星空保護区に認定	-	令和5年度を目途に認定	-		

## 第6章 実現化方策 – 都市マスタープランの実現化に向けて –

都市づくりの基本姿勢	指標	内容	現状	目標	単位
未来技術でさまざまな地域課題の解消に挑戦する都市づくり	●サテライトオフィスの活用	サテライトオフィスへ都市部の企業を誘致	－	1以上	社
	●高速ブロードバンドの整備	市域のインターネット環境の光回線化	和泉地区以外の区域	市域(R5年度)	－
	●デジタル技術の活用	リモート窓口、スマート物流、Maas <sup>*</sup> 、オンライン診療、スマート農林業など	着手	本格運用	－

### 6-2-4 都市マスタープランの見直し (Action)

- 社会情勢の変化に加え、都市計画では 5～10 年の間に現況を調査、解析し、必要に応じて見直しを行うものとされており、人口、産業構造、土地利用動向、行財政など、都市マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合や、上位計画である第六次大野市総合計画や福井県が策定する福井県都市計画区域マスタープラン（大野都市計画区域の整備、開発および保全の方針）が改定された場合は点検を行い、必要性があれば、都市マスタープランの見直しを行います。

#### ○社会情勢の変化

⇒ 5～10 年間で都市計画の前提条件の変化を検証し、必要に応じて見直す

#### ○上位計画の改定

⇒ 大野市の最上位計画である大野市総合計画や広域計画である都市計画区域マスタープランが改定された場合、必要に応じて改定内容に合わせて見直す